

「固定電話領域における市場画定（案）」に対して寄せられた意見の概要

●総論

頁	段落	意見の概要	備考
		- 電気通信事業分野における競争状況の評価も３年目をむかえ、本年度の評価対象となっている「固定電話領域」については、通信サービスとしての歴史も古く現時点の市場状況は比較的把握しやすいと考えられる反面、IP ネットワークへの移行にともなって、近い将来には市場構造及びサービス供給構造の変化が最も大きい分野であると考えます。 - したがって、今回の市場画定さらに競争評価は、その過程において、特に現状の分析に留まることなく、IP ネットワークが進展した市場を見据えた競争評価の構築に対しても有益なものになることを強く期待しています。 【イー・アクセス株式会社】	
		- 競争政策は、電気通信市場における公正な競争の実現と進展による、お客様利便の最大化が目的と理解しております。 - したがって、お客様の視点に立った競争評価を進めるべきと考えます。 - 市場画定にあたっては、利用実態を踏まえた市場を捉えた上で、競争状況の実態を浮き彫りにすべく、分析を進めていただきたいと考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	
		- 弊社は「市場画定（案）」で述べられている基本的な考え方に賛同しますが、総務省殿は、今回の市場確定に際して、より競争評価の目的に適したアプローチを取ることが可能であると考えます。 - 市場は抽象的で理論的な定義ではなく、推定される競争上の問題を考慮した上で画定すべきであると考えます。すなわち、目的に適したアプローチが採用されず、「市場画定（案）」に記載されている理論的分析による一種硬直的なアプローチが適用された場合、固定電話市	

		場における競争の実態を歪ませた形で浮かび上がらせる可能性があります。 弊社が有効であるとする、市場画定の方法は、「平成 16 年度の競争評価における「移動体通信」領域の市場画定について（案）」に対する弊社意見書（平成 16 年 11 月 19 日）の付属資料「日本で移動体サービスが提供されている市場に関する分析レポート」のセクション 2 及び 3 に記述されていますので、そちらを参照頂きますようお願い致します。 【ボーダフォン株式会社】	
		【総務省案】 はじめに 「固定電話領域における市場画定（案）」の作成過程において、複雑な市場構造を的確に分析するために、別添1の「IP時代における競争評価手法に関する勉強会」を適宜開催し、有識者のメンバーより専門的知見に基づく助言を受けた。 【意見】 ・ 今回の「市場画定（案）」は、昨年と異なり、事前カンファレンス、意見募集などが行われておらず、最も重要な関係者である電気通信事業者からの意見が十分に反映されていない中で「市場画定（案）」が策定されているばかりか、そのプロセスについては十分な客観性・透明性が確保できていないものと考えます。 ・ 来年度以降の競争評価の実施にあたっては、昨年同様、「市場画定（案）」の策定前に、事前カンファレンスや意見募集を行って頂くなど、より客観的で中立的な競争評価プロセスを採用して頂くことを希望します。 【ボーダフォン株式会社】	
		【総務省】 はじめに 市場画定に引き続く競争状況の分析、さらには平成18年度以降の競争評価の方針策定に当たっても、引き続き本勉強会からの助言を受けることを予定している。 【意見】	

		- 今回の競争評価にあたっては、主に最終利用者市場における分析がなされるものと考えますが、固定電話市場の分析にあたっては、事業者間取引市場における NTT 東・西殿の市場支配力の及ぼす影響に関する分析が不可欠であると考えます。 - また、最終利用者市場の分析においても、市場支配力を有する NTT 東・西殿が、固定電話市場の隣接市場など異なる市場にまたがってサービス提供を行っていることや設備管理部門と設備利用部門が一体となって事業運営を行っていることが、競争状況にどのように影響を及ぼしているかについても十分な検証を行って頂く必要があると考えます。 - 更に次世代ネットワークサービスへの移行を考慮した場合、OABJ-IP 電話市場において、NTT 東・西殿がどのような競争上の優位性を有しているかについて、詳細な分析が必要であると考えます。 【ボーダフォン株式会社】	
--	--	---	--

● 1 市場画定のための準備

頁	段落	意見の概要	備考
1-1 固定電話に関する用語			
1 頁	1-1	【総務省案】 図表 1 「固定電話」に関する用語 固定電話 - 加入電話 - NTT加入電話 - 直収電話 - CATV電話 - ISDN - IP電話 - OABJ-IP電話 - O50-IP電話 〔修正案〕 図表 1 「固定電話」に関する用語 固定電話 - 加入電話 - NTT加入電話 - 直収電話 - CATV電話 - ISDN <u>NTT-ISDN</u> <u>直収ISDN</u> - IP電話 - OABJ-IP電話 - O50-IP電話 【意見】	

		I S D Nにおいても他事業者のサービスがあることから、「N T T－I S D N」と「直収 I S D N」等の細区分を記載することが望ましいと考えます。 【東日本電信電話株式会社】	
1－2 競争評価の目的の市場画定への反映			
2 頁	1－2 (2)	【総務省案】 (2) 目的2：競争状況をめぐる認識を共有化することで、政策の透明性や予見性を高める。 競争状況に係る評価手法や事実関係を公表し共有することは、政策立案過程における社会的な合意形成に役立つ。また、競争評価を繰り返していくことで、分析手法に関する理解や洗練性も増し、政策の妥当性を議論する為の産官学民共通のプラットフォーム形成にも貢献する。このため、競争評価の過程である市場画定の段階についても、意見募集を実施するとともに、関係事業者等の意見等を聴取し議論する機会を設ける。 【意見】 弊社は、「政策の透明性や予見性を高める」ために、「競争状況に係る評価手法や事実関係を公表し共有すること」は、今後の制度設計に大いに有益であると考え、これに賛同致します。 但し、N T T東西殿の活用業務においては、「N T T法」に従い、「N T T東西の業務拡大に係る公正競争のガイドライン」に挙げられた7条件を遵守することが条件となっていますが、この7条件が適切に遵守されているのか、疑わしい事例が散見されます。特に活用業務にてサービス提供しているN T T東西殿のO A B J－I P電話は、固定電話市場のサービスである為、公正競争が阻害されている事実が実在するのであれば、適正な「競争評価」に支障をきたすと懸念されます。よって、N T T東西殿により、N T T法やガイドライン等のルールが確実に遵守されているのかについても、市場画定の評価の中で併せて評価すべきではないかと考えます。 【株式会社ケイ・オプティコム】	

1-3 実施細目に定めた方針の反映

3 頁

1 - 3
(2)

【総務省案】

加入と通話を考慮

固定電話のサービスは、加入と通話に分けて考える。加入に関しては、N T T 加入電話に加え、直収電話、C A T V 電話及び O A B J - I P 電話との間での選択として捉える。一方、通話に関しては、加入している事業者の利用及び中継電話の間での選択に加え、インターネットへの常時接続による O 5 0 - I P 電話又はソフトフォンとの間での選択も対象となる。ただし、利用者が加入と通話を一体的に捉えてサービス選択を行っている可能性があることにも留意して分析する。

【意見】

加入と通話に分けた分析を通じて、固定電話における市場支配力の源泉である加入者回線のボトルネック性に着目することが重要と考えます。

例えば、市内通話および県内市外通話における N T T 東西の圧倒的シェアは、加入における N T T 東西の市場支配力が通話に作用していることも考えられ、「加入」における市場支配力と「通話」における競争状況との関係に留意する分析が必要と考えます。

なお、「固定電話サービス＝N T T」という既成概念が根強く浸透しており、「加入と通話を一体的に捉えてサービス選択を行っている」以前に事業者の選択すら行われていない可能性もあります。つまり、お客様は、「N T T 東西」「N T T コム」という事業者名で区別しているのではなく、むしろ加入や通話を含む全ての固定電話サービスを「N T T」として認識している可能性があります。

こうした点を重点的に調査するため例えば、固定電話サービスに関するお客様の企業名想起率の調査等を実施し、議論を深めるべきであると考えます。N T T の独占状態に競争を導入してきた歴史的経緯のある固定電話サービスでは、公正競争条件整備を目的に実施した N T T 再編成やマイライン制度の導入を経ても、会社名にグループ共通の冠「N T T」を付した「N T T 東西」「N T T コム」が圧倒的なシェアを維持しています。

(* 2 - 1 (2) についても同様の意見)

【K D D I 株式会社】

4 頁	1 - 3 (4)	【総務省案】 (4) 隣接市場との相互関係も分析 固定電話と密接な関係を有する携帯電話・PHSなどの「移動体通信」や、IP電話と一体的に提供されるブロードバンドサービスなどの「インターネット接続」といった隣接市場との相互関係についても、「FMC(Fixed and Mobile Convergence)」、「トリプルプレイ」等の動向も踏まえつつ、分析する。 【意見 1】 本案においては固定電話領域と密接な関係を有する携帯電話、PHSなどの「移動体通信」とIP電話やブロードバンドサービスなどの「インターネット接続」を音声サービスのみを捉えての視点のみならず、移動体通信分野やインターネット接続分野でも音声を代替または補完しているメール等を中心としたデータコミュニケーション市場が拡大していること及びそのニーズは今後とも拡大すること、考慮し検討する必要があるのではと思われます。 このように市場画定のプロセスにおいては、音声を代替及び補完するデータサービスの市場動向により固定電話領域に及ぼす影響も大きいことから、分析にそのような視点も含めた方が良いと思います。 【アイピーモバイル株式会社】 【意見 2】 弊社は、「固定電話と密接な関係」を有する「隣接市場との相互関係」を踏まえ、市場を画定することに賛同致します。 なお、NTT殿の中期経営戦略においては、固定電話事業や携帯電話事業において、過半数の顧客を獲得しているNTT東西殿とNTTドコモ殿が、次世代ネットワークであるNGNを構築することが発表されていますが、本件は、NTTグループの更なる独占力強化を意味し、今後の「競争評価」へ多大なる影響もたらずと考えます。ついては、このNGNが、隣接市場（FTTH市場、OABJ-IP電話、FMC市場）へどのような影響	
-----	--------------	---	--

		を及ぼすのかについても、より詳細に分析して頂くことを希望します。 また、ＮＴＴグループについては、持ち株会社体制の中で、「ヒト・モノ・カネ・情報」が、グループ会社間で明確に分離されない状況で、絶大なる競争力を発揮しており、固定市場や移動体市場等の様々な市場に現時点で大きな影響力を持っています。よって、市場の画定の際には、ＮＴＴグループを１つのグループとして捉え、各々の市場に与える影響を検証する観点が必要ではないかと考えます。 （本案においては、電力系事業者１０社を「電力系事業者」と一括りで表現されておりますが、我々は、基本的に資本分離された全く別の法人格であり、前述のＮＴＴグループとは大きく異なることを補足致します。） 【株式会社ケイ・オプティコム】 【意見３】 上記に賛成いたします。 ＮＴＴ東西には一社独占から始まっている歴史的経緯があることを考慮すべきと考えます。固定電話サービスは、その歴史的経緯や市場構造などからＮＴＴ東西が大きな市場支配力を有している市場であり、その市場支配力は、ブランド力やレバレッジ等により、移動体通信や、ＩＰ電話（活用業務）と一体的に提供されるインターネット接続等の、隣接市場にも作用している恐れがあります。 （＊ ５③についても同様の意見） 【ＫＤＤＩ株式会社】	
１－４ 市場画定の進め方			
6 頁	1－4 (3) ①	【総務省案】 １－４ 市場確定の進め方 (3) サービス市場の確定を行う上での留意点 ① 事業者間取引の市場との関係（基本方針３－２） 今回の市場画定は、原則として、通信事業者により最終利用者に提供されているサービス（小売市場）について実施し、小売事業者へ不可欠設備等の物理的なネットワークを提供する等の事業者間取引（卸売市場）については実施しない。	

		ただし、通信サービスは、接続等を通じて、小売市場の競争に卸売市場の競争が直接又は間接に大きく影響している場合がある。したがって、競争状況の分析では、ネットワークやサービス供給の構造をはじめとする供給側の事情を踏まえつつ、小売と卸売の垂直的な関係やその影響などを十分に勘案する。 【意見】 ・ 「競争状況の分析では、ネットワークやサービス供給の構造をはじめとする供給側の事情を踏まえつつ、小売と卸売の垂直的な関係やその影響などを十分に勘案する」 ことについて、賛同いたします。 ・ 一方、卸売市場が小売市場に与える影響については、「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）」及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成１７年度実施細目（案）」において弊社意見を述べさせていただいたところです。これに対する総務省殿の考え方として、「他の項目とのバランスから、御指摘のような詳細な項目を盛り込むことは、必ずしも適切でないと考えますが、御指摘の①～④の視点も十分に考慮して分析を進めます」となっておりますが、日本の電気通信市場は、ＮＴＴ東西殿が卸売と小売を兼業し、卸売の部分ではボトルネック設備を保有するという特殊性があり、一般的な市場における卸売／小売とは異なる競争状況が存在しております。例えば別添資料（別紙「１」参照）のように、卸売市場の影響により小売市場において競争事業者のサービスが解約になった事例等が発生しており、物理的ネットワークの事業者間取引が小売市場の競争に与える影響は非常に大きいことから、競争評価においては可能な限り厳密な分析を行うべきであり、適切な評価実施のために、可能な限り詳細な事実を把握した上で、分析を行っていただくよう要望いたします。 【ソフトバンクＢＢ株式会社】 【ＢＢテクノロジー株式会社】 【日本テレコム株式会社】	
7 頁	1－4 (3)	【総務省案】 ② 利用者との関係（基本方針３－３）	

		しかし、固定電話サービスについては、個人向けと法人向けに分けて様々なデータを収集することは非常に困難である。したがって、市場画定ではこれらを特に峻別せず、一体的な利用者向けサービスとして分析し、必要に応じて入手可能なデータの範囲内で両者の特性等を確認する。 【意見】 過年度の競争評価においても、データ分析の重要性および必要性は高く認識されてきたところだと思いますので、分析を実施するために必要なデータについては、データの収集スキームをあらかじめ構築し、極力、多面的に収集し、公開していただくことが必要と考えます。 また、本年度の「市場画定（案）」については、個人向けと法人向けのデータにの他に、ソフトフォンの利用実態のデータが必要な例として挙げられます。 【イー・アクセス株式会社】	
8 頁	1－4 (4) ③	【総務省案】 競争事業者の構成 固定電話では、加入電話において圧倒的な市場シェアを有するNTT東西が東日本、西日本のそれぞれに存在しユニバーサルサービスを提供しているため、原則として全国でNTT加入電話は最低限利用可能となっている。一方、NTT加入電話以外のサービスは、地域によって代替的な選択肢の多様性にばらつきが存在し、競争状況に差異が生じている。 固定電話サービスは、加入者回線設備等による地理的な被拘束性を有しており、ある地域の競争状況を判断するには、その地域でサービス提供する競争事業者の数のみならず、事業者の違いにも着目することが重要である。したがって、地理的市場の画定にあたっては、競争事業者の構成を踏まえ、<u>影響力の強い事業者の存在を念頭に置いて、競争状況の分析に有効な市場のエリアを設定することが必要である。</u> 【意見】 レバレッジ等の問題やボトルネック性に起因する影響力を考慮すると、地理的市場につ	

		いては、国内を一つとして分析することが適当と考えます。 市場を過度に細かく画定すると、市場全体に影響を与えている要因を見過ごし、逆に適正な評価がなされない恐れもあることから、結果として支配的な事業者による独占の助長に繋がらないよう、留意すべきと考えます。 固定電話については、全国を一つに捉えて分析すべきと考えます。その中核であるNTT加入電話は全国に普及しており、また、お客様の視点からすれば、NTT東西は、“NTT”として一体です。また、仮に上記下線部のアプローチで画定するとしても、NTT東西は事実上、別会社ではなく一体経営をしており、一つとして捉えるべきと考えます。 ただし、仮に区分して分析することが必要であれば、行政区分や事業者エリア区分ではなく、お客様の観点から区分すべきであり、通信需要密度等、市場の実勢に合わせた区分による分析が必要であると考えます。市場の実勢については、例えば、回線集積度によって3つに区分されているNTT加入電話の級（1～3級局）を用いることも一案と考えます。 【KDDI株式会社】	
8 頁	1－4 (4) ③	【総務省案】 <u>固定電話では、加入電話において圧倒的なシェアを有するNTT東西が東日本、西日本のそれぞれに存在しユニバーサルサービスを提供しているため、原則として全国でNTT加入電話は最低限利用可能となっている。</u> 【意見】 〔修正案〕 <u>固定電話は、ユニバーサルサービスとしてNTT東西に全国での提供を義務づけているため、NTT東西の加入電話は、全国で最低限利用可能となっている。</u> 〔理由〕 NTT東西の固定電話の全国提供は法令に定められていることを、記述していただきたいと考えます。 【東日本電信電話株式会社】	

●2 固定電話サービス市場の画定

頁	段落	意見の概要	備考
2-1 固定電話領域の市場構造の整理			
9 頁	2-1 (1) ①	【総務省案】 加入 加入に関しては、N T T 加入電話に加え、直収電話、C A T V 電話及び O A B J - I P 電話との間での選択として捉える。これは、例えば N T T 加入電話を解約して移行するサービスとして、同様の機能を備えるこれらの 3 種の選択肢があげられるためである。なお、<u>O 5 0 - I P 電話及びソフトフォンの利用に関してはインターネット接続の可能な環境、例えば N T T 加入電話を利用した D S L サービスへの加入などが前提となっており、N T T 加入電話への加入を代替する選択肢とはなり得ない。</u> 【意見】 上記下線部につきましては、別途注釈 22 において「ただし、加入権を必要とせず、電話と共用しない D S L サービスが存在し、これを利用して O 5 0 - I P 電話を利用することも可能であるが、このサービスへの加入数は限定的・例外的であるため、ここでは考慮しない。」と示されていますが、その他例えば、I S P 事業者が他事業者の F T T H サービスを足回りに利用して提供する O 5 0 - I P 電話等の存在についても、無視できる規模ではなく、「固定電話市場」には、すべての O 5 0 - I P 電話および O A B J - I P 電話が含まれるべきと考えます。 よって、現在の市場画定案の部分市場には含まれて居ない形態についても「固定電話市場」に含めるとともに、下線部の記述を削除すべきと考えます。 【K D D I 株式会社】	
10 頁	2-1 (2)	【総務省案】 少なくとも N T T 加入電話については、加入と通話とを分離して事業者選択が可能だが、利用者は必ずしも両者を明確に分離して加入時の取引を行っているとは言い難い。図表 4 は固定電話サービスの加入時の選択理由だが、利用者は、固定電話サービスの加入に当たって、基本料金のみならず、通話料金やブランド力等を総合的に判断している状況が明確	

		である。<u>したがって、固定電話の利用者が加入と通話を一体的にとらえ、加入契約時に通話時の取引条件も含めて総合的にサービスを比較検討している実態も踏まえた市場画定であることが望まれる。</u> 【意見】 ご指摘のとおり、少なくとも他事業者の固定電話は加入と通話が分離できず、一体的に取引されているため、加入と通話を一体的にとらえて市場画定することに賛同いたします。 【東日本電信電話株式会社】	
10頁	2-1 (2)	【総務省案】 加入と通話を考慮 固定電話のサービスは、<u>加入と通話に分けて考える</u>。加入に関しては、NTT加入電話に加え、直収電話、CATV電話及びOABJ-IP電話との間での選択として捉える。一方、通話に関しては、加入している事業者の利用及び中継電話の間での選択に加え、インターネットへの常時接続による050-IP電話又はソフトフォンとの間での選択も対象となる。<u>ただし、利用者が加入と通話を一体的に捉えてサービス選択を行っている可能性があることにも留意して分析する。</u> 【意見】 加入と通話に分けた分析を通じて、固定電話における市場支配力の源泉である加入者回線のボトルネック性に着目することが重要と考えます。 例えば、市内通話および県内市外通話におけるNTT東西の圧倒的シェアは、加入におけるNTT東西の市場支配力が通話に作用していることも考えられ、「加入」における市場支配力と「通話」における競争状況との関係に留意する分析が必要と考えます。 なお、「固定電話サービス＝NTT」という既成概念が根強く浸透しており、「加入と通話を一体的に捉えてサービス選択を行っている」以前に事業者の選択すら行われていない可能性もあります。つまり、お客様は、「NTT東西」「NTTコム」という事業者名で区別しているのではなく、むしろ加入や通話を含む全ての固定電話サービスを「NTT」として認識している可能性があります。	※ 1-3 (2) と同意見

		こうした点を重点的に調査するため例えば、固定電話サービスに関するお客様の企業名想起率の調査等を実施し、議論を深めるべきであると考えます。NTTの独占状態に競争を導入してきた歴史的経緯のある固定電話サービスでは、公正競争条件整備を目的に実施したNTT再編成やマイライン制度の導入を経ても、会社名にグループ共通の冠「NTT」を付した「NTT東西」「NTTコム」が圧倒的なシェアを維持しています。 【KDDI株式会社】	
2-2 固定電話市場の範囲			
12頁	2-2	【総務省案】 2-2 固定電話市場の範囲 以上を踏まえ、固定電話市場の範囲について加入契約時の取引に注目して分析した。すなわち、NTT加入電話、直収電話、CATV電話及びOABJ-IP電話の4つの選択肢について需要の代替性を評価し、同一市場としての範囲を決定することとした。 【意見】 固定電話市場の範囲を、NTT加入電話、直収電話、CATV電話及びOAB-J IP電話の4つに分けることには賛成しますが、OAB-J IP電話については、NTT東西が、積極的に加入電話からOABJ-IP電話（FTTHサービスに付加）へマイグレーションを行っている状況があることから、NTT加入電話の範疇には、NTT東西のOAB-J IP電話を考慮する、もしくは明示的に取り扱うことが適切と考えます。 【イー・アクセス株式会社】	
15頁	2-2 ⑤	【総務省案】 <u>料金が相対的に高いNTT加入電話の市場シェアが95%を占めるため</u>、NTT加入電話を選択する非価格的要因を網羅的にコントロールできなければ、弾性値を正確に推計することは困難である。 【意見】 「NTT加入電話の料金が相対的に高い」との断定的な記述がなされておりますが、弊社も昨年1月に料金値下げや割引サービスの導入を実施しており、他社と比べて遜色のな	

		い料金になっていると考えています。	
		【東日本電信電話株式会社】	
16頁	2-2 ⑥	【総務省案】 2-2 固定電話市場の範囲 ⑥まとめ 以上の結果をまとめると、次の通りである。 ①：4つの各サービスは、財としての同質性が見られ、製品差別化の程度は低い。 ②～④：各サービスとも、利用者にとって互いに代替的な選択肢となっている。特に、直収電話、CATV電話、及びOABJ-I P電話は、NTT加入電話に対する代替性を有していることが示唆される。 ⑤：計量経済分析の推定結果から、相対的な傾向として、直収電話、CATV電話、及びOABJ-I P電話の自己価格弾力性は、NTT加入電話のそれと比較して相当程度高くなり、これらの3つのサービスがNTT加入電話に対し代替的な関係にある可能性が高いことが推定される。(ただし、推計に伴う困難性から、あくまで参考データとしての扱いにとどめる。) これらの結果を踏まえ、「固定電話市場」の範囲は、NTT加入電話、直収電話、CATV電話、及びOABJ-I P電話を全て含むものとして画定する。 【意見】 市場確定の結果については問題がないものと考えますが、そもそも直収電話はNTT加入電話の代替サービスとして提供されているものであり、異なるサービスとして捕らえるべきではないと考えます。CATVへの加入が前提となるCATV電話や、FTTH等への加入が前提となるOABJ-I P電話と異なり、直収電話については設備構成・機能・料金体系・サービス内容のどの面においてもNTT加入電話との違いがなく、①～⑤分析の結果にかかわらずそもそもNTT加入電話との同一市場を形成しているものと考えます。 【ソフトバンクBB株式会社】	

		【ＢＢテクノロジー株式会社】 【日本テレコム株式会社】	
１６頁	２－２ ⑥	【総務省案】 これらの結果を踏まえ、「固定電話市場」の範囲は、ＮＴＴ加入電話、直収電話、ＣＡＴＶ電話、及びＯＡＢＪ－ＩＰ電話を全て含むものとして画定する。 【意見１】 「固定電話市場」としてＮＴＴ加入電話、直収電話、ＣＡＴＶ電話、及びＯＡＢＪ－ＩＰ電話を全て含めて対象とすることに賛同いたしますが、近年は１のアクセス回線（加入）で、電話以外にインターネット・放送等のサービスが受けられるようになってきており、それらのサービスが与える影響にも配慮する必要があると考えます。 【東日本電信電話株式会社】 【意見２】 ・ 今回の市場画定案について 競争評価にあたって、弊社は従来より、「利用者からみて代替的なサービスであるものについては市場を細分化せず、全体を大括りにとらえたうえで評価することが必要」と考えているところです。 今回の固定電話領域の市場画定にあたって、需要側のアンケート調査結果に基づき、「利用者にとって互いに代替的な選択肢である」等の結果を踏まえ、ＮＴＴ加入電話、直収電話、ＣＡＴＶ電話及びＯＡＢＪ－ＩＰ電話を全て含むものとして市場を画定している点については基本的に賛同します。 ・ 固定電話領域の競争状況の分析・評価の進め方について	

		今後、競争状況の分析・評価を進めていくにあたっては、単に加入数シェアの大きさにとらわれることなく、以下のような「固定電話市場」の実態について十分に考慮していただくよう要望します。 (1) NTT加入電話については、その加入理由として「事業者のブランドや信頼性が高いと思ったから」が上位にあり、またサービスを変更しない理由として「利用している事業者に信頼性がある」が上位に挙げられている。このことから分かるとおり、NTT加入電話は、利用者・国民から、国民生活の安心や安全を確保する「最後の拠り所」としての役割を期待されているとともに、他の固定電話サービス（直収電話、CATV電話、OABJ-IP電話）に比してシステム全体に対する信頼感が高いとの評価を得ている。 (2) NTT加入電話については、①中継電話の事業者が選択可能であること、②DSLの提供事業者や050-IP電話を提供するISPの選択が可能であることなど、他の固定電話サービス（直収電話、CATV電話、OABJ-IP電話）に比して利用者にとって多種多様な選択肢があるというメリットがある。 (3) CATV電話やOABJ-IP電話についてはケーブルテレビ放送やインターネット接続などを含めた利用者の総合的な判断により選択されるものであり、単に音声通話のみを要望する利用者にとっては、NTT加入電話及び直収電話と比べて総額として料金が高く、選択肢たりえない。 【西日本電信電話株式会社】	
2-3 NTT加入電話部分の独立性			
18頁	2-3 ②	【総務省案】 ○ いずれもNTT加入電話については他のサービスと大きく異なる結果となっている。他サービスとの比較検討については「比較検討していない」とする率が6割超に達し、<u>加入理由については「昔から利用している」「他のサービスが提供されていない」とする回答が圧倒的に多く、サービス変更を希望しない理由については「変更手続きが分からな</u>	

		い、煩雑、面倒」といった回答が多い。 <u>この結果は、N T T加入電話の利用者にとってのスイッチングコストが無視できない水準にあることを示唆しており、N T T加入電話とそれ以外の3つのサービスとの移行関係について、注意深く分析する必要がある。</u> 【意見】 ・ お客様がサービスを選択される際には、料金だけでなく、利用できるサービスの豊富さや品質・信頼性など様々な要素を総合的に比較検討されるものと考えます。 弊社の加入電話は、①豊富な付加サービス、②多彩な通話サービス（弊社だけでなく他社の中継通話や割引サービスも利用可能）、③多彩なインターネットサービス（弊社だけでなく他社のA D S Lも利用可能。また、多様なI S Pの選択も可能）、④安心・安全面での信頼性などの点で、他社と比べて評価していただいているのではないかと考えます。 ・ N T T加入電話への加入理由について「他のサービスが提供されていない」とする回答が圧倒的に多いとされておりますが、アンケート調査結果の元データ【各固定電話サービスの加入理由】（51頁）によるとその回答比率は3.7%に過ぎず、圧倒的に多い加入理由としては「昔から利用している」の次に回答数の多い「事業者のブランドや信頼性が高い」を記述していただきたいと思います。 【東日本電信電話株式会社】	
18頁	2-3 ②	【総務省案】 2-3 N T T加入電話部分の独立性 ⑤スイッチングコスト 図表12は、加入契約時に他サービスとの比較検討を行ったか（図表7の再掲）、固定電話への加入理由は何か（図表8の再掲）、固定電話の変更を希望しないと答えた利用者に対しその理由は何か、の3点について図示したものである。いずれもN T T加入電話については他のサービスと大きく異なる結果となっている。他サービスとの比較検討については「比較検討していない」とする率が6割超に達し、加入理由については「昔か	

ら利用している」「他のサービスが提供されていない」とする回答が圧倒的に多く、サービス変更を希望しない理由については「変更手続きが分からない、煩雑、面倒」といった回答が多い。

この結果は、N T T加入電話の利用者にとってのスイッチングコストが無視できない水準にあることを示唆しており、N T T加入電話とそれ以外の3つのサービスとの移行関係について、注意深く分析する必要がある。

【意見】

- ・ 「この結果は、N T T加入電話の利用者にとってのスイッチングコストが無視できない水準にあることを示唆しており、N T T加入電話とそれ以外の3つのサービスとの移行関係について、注意深く分析する必要がある」としていることについて、賛同いたします。
- ・ 一方、N T T加入電話が他サービスに与える影響については、「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）」及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成17年度実施細目（案）」において弊社意見を述べさせていただいたところです。これに対する総務省殿の考え方として、「他の項目とのバランスから、御指摘のような詳細な項目を盛り込むことは、必ずしも適切でないと考えますが、御指摘の①～④の視点も十分に考慮して分析を進めます」となっておりますが、N T T殿の独占から始まった日本の電気通信市場においては、一般的な市場に比べ、市場支配的事業者からのスイッチングコストが非常に大きいものと考えます。例えば別添資料（別紙「2」「3」参照）のような、スイッチングコストの高さによる競争事業者のサービスの解約等の事例が発生していることから、競争評価においては可能な限り厳密な分析を行うべきであり、適切な評価実施のために、可能な限り詳細な事実を把握した上で、分析を行っていただくよう要望いたします。

【ソフトバンクBB株式会社】

【BBテクノロジー株式会社】

【日本テレコム株式会社】

18頁	2-3 ②	【総務省案】 …(略)NTT 加入電話の利用者にとってのスイッチングコストが無視できない水準にあることを示唆しており、…(略)。 【意見】 上記案について賛同いたします。NTT 加入電話に一旦加入すると、他サービスへの変更はどうか、他サービスとの比較検討も実施しないことが伺えます。高すぎるスイッチングコストについて現状を把握するとともに、利用者にとって適切なサービスを選択できるような環境を整えることが急務であると考えます。 固定電話を変更しない理由の具体的な項目にはありませんが、NTT加入電話には、施設設置負担金(税込 37,800 円)が必要です。同電話契約を休止しそれ以外の固定電話にスイッチした場合、その施設設置負担金の取り扱いに不安(契約者にとってのサunkコストになる)があると思われます。 【フュージョン・コミュニケーションズ株式会社】	
19頁	2-3 ④	【総務省案】 供給の代替性 NTT加入電話については、NTT東西が自ら敷設する加入者回線網が大きなサunk・コストとなっており、これを代替する全国的な地域網を整備し参入する能力と意欲を有する事業者を想定することは困難である。したがって、自ら地域網を整備してNTT東西と同等の全国的な加入電話サービスを提供するという意味において、供給の代替性は著しく低い。 しかし、これらの地域網は競争事業者の事業展開に不可欠であることから、特別な接続義務が適用されており、中継網の設備を有している事業者であれば、NTT東西の地域網と接続して、又はいわゆるドライカップを借りて、通話サービスはもちろん、加入サービスに参入することも可能である。また、都市部等においては、CATV網や光ファイバ網によって、NTT加入電話に対抗する固定電話サービスが提供されており、<u>これらの意味において供給の代替性が低いという訳ではない。</u>	

		【意見】 「インターネット接続」の評価の際には、事業者間取引市場について分析されているところですが、固定電話の競争状況を評価する際にも同様に、事業者間取引の考慮が必要と考えます。 また、事業者間取引の場においては、「N T T加入電話」を提供する事業者が加入者系メタル回線をほぼ独占しており、当該事業者が、「直収電話」を提供する他事業者にインフラを卸している関係となっていることから、こうしたインフラの開放状況が不十分な場合には「固定電話市場」の競争状況へ影響を及ぼすため、この点、問題がないかチェックすべきと考えます。 【K D D I 株式会社】	
19 頁	2 - 3 ⑤	【総務省案】 2 - 3 N T T加入電話部分の独立性 ⑤まとめ 以上の結果をまとめると、次の通りである。 ①：N T T加入電話について需要が構造的に異なり、通話部分の競争状況を独立して分析する必要がある。 ②：N T T加入電話についてのスイッチングコストは無視できない水準にある。 ③：N T T加入電話は価格に対して非弾力的なサービスである可能性が高いことが推定される。（ただし、推計に伴う困難性から、あくまで参考データとしての扱いにとどめる。） ④：N T T加入電話と同等の全国サービスを提供するという意味で、供給の代替性は低い。 これらの結果を踏まえ、N T T加入電話を「部分市場」として画定し、通話部分の競争状況やスイッチングコストの要因等についての分析を行う。 【意見】 上記市場確定案に賛同します。	

		【ソフトバンクＢＢ株式会社】 【ＢＢテクノロジー株式会社】 【日本テレコム株式会社】	
１９頁	２－３ ⑤	【総務省案】 ④：ＮＴＴ加入電話と同等の全国サービスを提供するという意味で、供給の代替性は低い。 【意見】 「全国サービスを提供するという意味で、供給の代替性は低い」とまとめられておりますが、例えば日本テレコム殿は、「直収電話を人口カバー率９４％のエリアで提供予定」（平成１７年２月２２日 情報通信審議会ヒアリング資料）と記述されており、供給の代替性が低いエリアは条件不利地域に限られるのではないかと考えます。 【東日本電信電話株式会社】	
１９頁	２－３ ⑤	【総務省案】 ②：ＮＴＴ加入電話についてのスイッチングコストは無視できない水準にある。 【意見】 ・ お客様がサービスを選択される際には、料金だけでなく、利用できるサービスの豊富さや品質・信頼性など様々な要素を総合的に比較検討されるものと考えます。 弊社の加入電話は、①豊富な付加サービス、②多彩な通話サービス（弊社だけでなく他社の中継通話や割引サービスも利用可能）、③多彩なインターネットサービス（弊社だけでなく他社のＡＤＳＬも利用可能。また、多様なＩＳＰの選択も可能）、④安心・安全面での信頼性などの点で、他社と比べて評価していただいているのではないかと考えます。 ・ ＮＴＴ加入電話への加入理由について「他のサービスが提供されていない」とする回答が圧倒的に多いとされておりますが、アンケート調査結果の元データ【各固定電話サービスの加入理由】（５１頁）によるとその回答比率は３．７％に過ぎず、圧倒的に多い加入理由としては「昔から利用している」の次に回答数の多い「事業者のブランドや信	※ ２－３②と同意見

		頼性が高い」を記述していただきたいと思います。 【東日本電信電話株式会社】	
2-4 NTT加入電話の部分市場における通話の取扱い			
20項	2-4 ①	【総務省案】 2-4 NTT加入電話の部分市場における通話の取扱い ① 中継電話と050-IPの需要の代替性 図表15は、NTT加入電話の利用者に中継電話や050-IP電話等の利用状況を尋ねたものである。050-IP電話は2割程度の利用状況で普及しつつあり、その利用理由を聞くと、加入者間の無料通話や長距離通話・近距離通話等における価格面の有利性を挙げているため、中継電話の通話利用を代替していることが伺える。 一方で、多くの050-IP電話の利用者が中継電話を併用すると答えており、また、050-IP電話を利用しない理由として「品質の不安」や「緊急通報・通話先の制約」等を挙げていることから、050-IP電話と中継電話との間には一定の補完性も認められる。 すなわち、価格面等における代替関係はあるものの、併用状況や050-IPの機能面の制約等を加味すると、050-IP電話と中継電話を同一市場として扱う程には代替性が高いとは言えず、それぞれ別の部分市場として画定することが適当である。 【意見】 ・ 050-IP電話には、加入電話との同一性も見られ、「多面的」な性質をもっていることから、①固定電話市場（加入電話＋直収電話＋CATV電話＋OABJ-IP電話）、②部分市場としてのNTT加入電話通話市場（中継電話）における競争の影響を受ける可能性があると考えます。 ・ 市場確定（案）においては、050-IP電話について、「『インターネット接続市場』の部分市場」（P.25）とした上で、「『050-IP電話市場』の競争状況と『固定電話市場（050-IP電話を除く）』の競争状況との相関分析を行う」（P.26）とありますが、050-IP電話は、「発展しつつある過渡期のサービス」であり、「多面的な分析」を行うためにも、①②の市場の一サービスとしての分析も合わせて行うべきと考えます。	

		【ソフトバンクＢＢ株式会社】 【ＢＢテクノロジー株式会社】 【日本テレコム株式会社】	
２２頁	２－４	【総務省案】 ２－４ ＮＴＴ加入電話の部分市場における通話の取扱い ③まとめ 以上の結果をまとめると、次の通りである。 ①：中継電話と０５０－ＩＰ電話は、それぞれＮＴＴ加入電話の部分市場の中における別々の部分市場として、それぞれの競争状況を分析する。 ②：ソフトフォンについては、未成熟な段階として市場画定を行わない。 【意見】 中継電話と０５０－ＩＰ電話を部分市場として競争状況の分析をおこなうにあたっては、NTT 東西、NTT コミュニケーションズおよびぷららネットワークスなどＮＴＴグループ全体を総体的に捉えたうえで、その影響力もしくは市場支配力を分析することが必要と考えます。 また、NTT グループ全体の通話市場における収支構造に対する分析についても主要な観点の一つとすべきと考えます。 【イー・アクセス株式会社】	
２２頁	２－４ ③	【総務省案】 まとめ 以上の結果をまとめると、次の通りである。 ①：<u>中継電話と０５０－ＩＰ電話は、それぞれＮＴＴ加入電話の部分市場の中における別々の部分市場として、それぞれの競争状況を分析する。</u> ②：ソフトフォンについては、未成熟な段階として市場画定を行わない。 【意見】 上記下線部にある「ＮＴＴ加入電話」の部分市場である「中継電話」については、ＮＴＴによる「加入」から「通話」へのレバレッジやブランド力等の影響を厳密に分析す	

		ることを可能とするために、通話の距離区分（市内、県内市外、県外、国際）ごとに競争状況を分析することが適当と考えます。 【KDDI 株式会社】	
22 頁	2-4 ③	【総務省案】 2 固定電話のサービス市場の画定 2-4 NTT 加入電話の部分市場における通話の取扱い ③まとめ ①：中継電話と050-IP電話は、それぞれNTT加入電話の部分市場の中における別々の部分市場として、それぞれの競争状況を分析する。 【意見】 ・ 総務省殿は、「市場画定（案）」における「部分市場」の定義をより明確にすべきであると考えます。昨年度の移動体通信分野の競争評価においても PHS が「部分市場」と定義されていますが、競争評価結果においては、その部分市場の評価結果が明確になっておらず、位置付けが曖昧となっています。 ・ 総務省殿が用いられている「部分市場」は、画定された市場の中において代替可能性が若干異なる一つのセグメントという意味で使用されているものと考えますが、こうした「部分市場」の概念は、明確に立証され、裏付けられた概念ではなく、諸外国では否定されています。 ・ 例えば、オーストラリア連邦高等裁判所は、部分市場に関して次のような見解を表明しています。 「部分市場を言及しても問題の解決にはならず、単に問題を言い換えるに過ぎない。拮抗分野は、広いものも狭いものもありえるが、狭い分野自体が市場となるのであれば、それは支配力であり、その分野における行為は審査されなければならない。」※注 注： <i>Boral Besser Masonry Ltd v Australian Competition and Consumer Commission</i> [2003] HCA 5 at paragraph 133 per Chief Justice Gleeson and Justice Callinan.	

● 3 固定電話の地理的市場の画定

頁	段落	意見の概要	
3-2 地理的市場の画定			
24頁	3-2	【総務省案】 固定電話の地理的市場については、原則としてデータが入手可能な都道府県を分析対象の最小単位とし、③の観点 considering、東日本と西日本の2地域を地理的市場として画定する。また、必要に応じて、全国10の地域ブロック（電力系事業者の業務区域）についても地理的市場として画定する。 【意見】 市場画定へのアプローチは、広義の市場画定を行なうことで、狭義の市場画定と同様に競争上の問題が明らかになるのであれば、広義の市場画定を行うことが望ましいと考えます。なぜなら、広義の市場画定を用いた場合、分析が重複することを回避することができ、規制の失敗のリスクも低減されるためです。 また、日本全国を単一の市場として地理的市場画定を行った場合であっても、NTT 東・西殿においては、全国市場のうちのそれぞれ事業運営されている地域において高いシェアを有する結果が示されるものと考えられ、NTT 東・西殿が受ける競争の制約レベルは、総務省殿の提案する市場間で大きく異なる可能性は低いと考えます。従って、弊社は、地理的市場の画定を行なう必要はなく、日本全国を単一の地理的市場とすべきであると考えます。 尚、地理的市場の取り扱いに関し、欧州委員会は次のように述べています。 「地理的市場の画定は、業者またはサービスプロバイダー間の競争状況が必ずしも完全に同質であることを必要としない。競争状態が類似しているかまたは十分同質であれば良い。従って、競争状態が「異質」であるエリアのみが統一市場を形成していると考えられない可能性がある。」※注	
※注：European Commission, Commission guidelines on market analysis and the assessment of significant market power			

		under the Community regulatory framework for electronic communications networks and services, 2002/C 165/03, 11 July 2002.	
			【ボーダフォン株式会社】

●4 050-IP 電話の取り扱い

頁	段落	意見の概要	総務省の考え方
25頁	4①	【総務省案】 050-IP電話を「インターネット接続市場」の部分市場として画定 (略) 050-IP電話を一つの独立した部分市場として抽出し、関連データを収集することにより、このサービスを提供するISP等の事業者間の競争状況について、例えば以下の分析を実施する。 1) 「050-IP電話市場」の全体的な競争状況、加入者回線別の競争状況等に関する分析 2) 「050-IP電話市場」の競争状況と「固定電話市場(050-IP電話を除く)」の競争状況との相関分析 <u>(両市場間のレバレッジなど)</u> 3) <u>メタルから光ファイバへのサービス移行に伴う競争状況の変化に関する分析</u> <u>(市場集中度の変化や市場支配力の影響など)</u> 【意見】 上記下線部については、OABJ-IP電話についても同様に分析する必要があります。したがって、「OABJ-IP電話」についても競争状況を評価できるように市場を画定すべきと考えます。 特に、加入電話において市場支配力を有するNTTが提供する「OABJ-IP電話」については、NTTグループの中期経営戦略に掲げられているメタルから光への移行に際して、「NTT加入電話」から「OABJ-IP電話」へのレバレッジ等の問題が懸念されます。 【KDDI株式会社】	

25頁	4	【総務省案】 4 050-IP電話の取扱い したがって、050-IP電話については発展しつつある過渡期のサービスと位置付け、「固定電話市場」としての分析に加え、次のとおり視点の異なる市場画定を補完的に試み、多面的な分析を実施する。 ① 050-IP電話を「インターネット接続市場」の部分市場として競争状況を分析する。 ② 050-IP電話とOABJ-IP電話を「IP電話市場」として競争状況を分析する。 ①050-IP電話を「インターネット接続市場」の部分市場として画定 2) 「050-IP電話市場」の競争状況と「固定電話市場(050-IP電話を除く)」の競争状況との相関分析(両市場間のレバレッジなど) 【意見】 ・ 050-IP電話には、加入電話との同一性も見られ、「多面的」な性質をもっていることから、①固定電話市場(加入電話+直収電話+CATV電話+OABJ-IP電話)、②部分市場としてのNTT加入電話通話市場(中継電話)における競争の影響を受ける可能性があると考えます。 ・ 市場確定(案)においては、050-IP電話について、「『インターネット接続市場』の部分市場」(P.25)とした上で、「『050-IP電話市場』の競争状況と『固定電話市場(050-IP電話を除く)』の競争状況との相関分析を行う」(P.26)とありますが、050-IP電話は、「発展しつつある過渡期のサービス」であり、「多面的な分析」を行うためにも、①②の市場の一サービスとしての分析も合わせて行うべきと考えます。 【ソフトバンクBB株式会社】 【BBテクノロジー株式会社】 【日本テレコム株式会社】	※2-4①と同意見
25頁	4	【総務省案】 4 050-IP電話の取扱い これまで050-IP電話を中継電話等の通話サービスを代替・補完する音声サービス	

		と捉え、固定電話の市場の枠組みの中で分析を進めてきた。しかし、図表１９が示す通り、実際の利用者の認識としては、０５０－ＩＰ電話はＡＤＳＬやＦＴＴＨといったインターネット接続に加入した際に付録として提供される「付加サービス」的な性格が強い。また、０５０－ＩＰ電話はインターネット上のキラーアプリケーションの一つともなりうる。０５０－ＩＰ電話自体はまさに音声通話を実現する伝送サービスではあるものの、かといって０５０－ＩＰ電話をインターネット接続から切り離して固定電話の市場内のみで分析することとしては、高度に発展し融合する通信サービスの実態を捉えているとは言い難い。 【意見】 ０５０－ＩＰ電話だけでなく、０ＡＢＪ－ＩＰ電話についても、ほとんどの場合ＦＴＴＨサービスへの加入が前提となっており、「インターネット接続に加入した際に付録として提供される「付加サービス」的な性格」も持ち合わせているものと考えます。したがって、０ＡＢＪ－ＩＰ電話については、ＦＴＴＨサービスの競争状況との関係も分析すべきと考えます。 【ソフトバンクＢＢ株式会社】 【ＢＢテクノロジー株式会社】 【日本テレコム株式会社】	
２６頁	４① ３)	【総務省案】 ４ ０５０－ＩＰ電話の取扱い ① ０５０－ＩＰ電話を「インターネット接続市場」の部分市場として画定 ３) メタルから光ファイバへのサービス移行に伴う競争状況の変化に関する分析 (市場集中度の変化や市場支配力の影響など) 【意見】 ・ 「メタルから光ファイバサービス移行に伴う競争状況の変化」は、０５０－ＩＰ電話だけでなく、加入電話と０ＡＢＪ－ＩＰ電話と関係においても生じてくるものと考えます。したがって、これらのサービスを含めた分析を行うべきと考えます。 【ソフトバンクＢＢ株式会社】	

		【ＢＢテクノロジー株式会社】 【日本テレコム株式会社】	
26頁	4②	【総務省案】 ② ０５０－ＩＰ電話と０ＡＢＪ－ＩＰ電話を「ＩＰ電話市場」として統合 ＩＰ電話については、０５０－ＩＰ電話と０ＡＢＪ－ＩＰ電話の２種類の区別を認識していない利用者も多く、各種統計データについても両者を合計して収集整理することが一般的に行われている。また、技術的なネットワーク構造についても、加入者回線部分の構造を除けば、互いに似通っている面が多い。これらの状況を踏まえ、０５０－ＩＰ電話と０ＡＢＪ－ＩＰ電話を「ＩＰ電話」として一括りとし（図表２１）、競争状況を分析する。 【意見１】 ０５０－ＩＰ電話と０ＡＢＪ－ＩＰ電話を「インターネット接続市場」の部分市場とすることには賛成しますが、現段階でこの２タイプのＩＰ電話を一括りとする事は、サービス供給側の構造が大きく異なっていることもあるため、時期尚早であると考えます。 したがって、０５０－ＩＰ電話と０ＡＢＪ－ＩＰ電話それぞれについて分析をおこない、合理性が認められた時点で統合すれば良いと考えます。 【イー・アクセス株式会社】 【意見２】 上記案について反対です。 まず、提供事業者としては、050-IP電話と0ABJ-IP電話を明確に区分して販売しております。 また、下表のとおり両者のサービスに差があるため、050-IP電話はＩＰ電話市場として独立するにしても、0ABJ-IP電話は固定電話市場に残すべきと考えます。	

		<table><tr><th colspan="3">050-IP電話と0ABJ-IP電話の差違</th></tr><tr><th></th><th>050-IP電話</th><th>0ABJ-IP電話</th></tr><tr><td rowspan="2">サービス内容</td><td>他の加入電話の通話と補完関係にあるセカンダリー電話。</td><td>NTT 加入電話の代替性があるプライマリー電話。 直収電話、CATV 電話と同列。</td></tr><tr><td></td><td>・緊急通報機能 ・NTT 加入電話番号からの番号ポータビリティ可 直収電話、CATV 電話と同列。</td></tr><tr><td>物理層</td><td>主にメタル回線(ADSL)のアプリケーション</td><td>光ファイバー(FTTH)のアプリケーション</td></tr></table>	050-IP電話と0ABJ-IP電話の差違				050-IP電話	0ABJ-IP電話	サービス内容	他の加入電話の通話と補完関係にあるセカンダリー電話。	NTT 加入電話の代替性があるプライマリー電話。 直収電話、CATV 電話と同列。		・緊急通報機能 ・NTT 加入電話番号からの番号ポータビリティ可 直収電話、CATV 電話と同列。	物理層	主にメタル回線(ADSL)のアプリケーション	光ファイバー(FTTH)のアプリケーション	
050-IP電話と0ABJ-IP電話の差違																	
	050-IP電話	0ABJ-IP電話															
サービス内容	他の加入電話の通話と補完関係にあるセカンダリー電話。	NTT 加入電話の代替性があるプライマリー電話。 直収電話、CATV 電話と同列。															
		・緊急通報機能 ・NTT 加入電話番号からの番号ポータビリティ可 直収電話、CATV 電話と同列。															
物理層	主にメタル回線(ADSL)のアプリケーション	光ファイバー(FTTH)のアプリケーション															
		【フュージョン・コミュニケーションズ株式会社】															
27頁	4②	【総務省案】 050-IP電話と0ABJ-IP電話を「IP電話市場」として統合し、関連データを収集することにより、このサービスを提供するISPや回線事業者等の事業者間競争について、例えば以下の分析を実施する。 1) 「IP電話市場」の全体的な競争状況、加入者回線別の競争状況等に関する分析 2) 「IP電話市場」の競争状況と「固定電話市場」の競争状況との相関分析（両市場間のレバレッジ等） 【意見】 競争の分析を実施する内容については、複数レイヤからの影響を網羅的に取り扱うことが必要と考えますので、総務省（案）に追加して、以下の点を追加していただけるよう要望します。 ・「IP電話市場」に対するインターネット接続サービス市場の影響 ・「IP電話市場」に対するインフラ所有事業者の影響															

		【イー・アクセス株式会社】	
--	--	---------------	--

●5 移動体通信市場との関係

頁	段落	意見の概要	備考
29頁	5③	【総務省案】 隣接市場との相互関係も分析 固定電話と密接な関係を有する携帯電話・PHSなどの「移動体通信」や、IP電話と一体的に提供されるブロードバンドサービスなどの「インターネット接続」といった<u>隣接市場との相互関係</u>についても、「FMC (Fixed and Mobile Convergence)」、「トリプルプレイ」等の動向も踏まえつつ、分析する。 【意見1】 固定電話と移動体電話は現時点においては、別市場とし、両市場間のレバレッジやFMCサービスの動向等を競争状況の分析において注視することに加え、固定市場のオールIP化の動向、移動体通信分野での新規参入、新サービスの動向も含めて競争状況の分析を注視していただきたい。 【アイピーモバイル株式会社】 【意見2】 上記に賛成いたします。 NTT東西には一社独占から始まっている歴史的経緯があることを考慮すべきと考えます。固定電話サービスは、その歴史的経緯や市場構造などからNTT東西が大きな市場支配力を有している市場であり、その市場支配力は、ブランド力やレバレッジ等により、移動体通信や、IP電話（活用業務）と一体的に提供されるインターネット接続等	

		の、隣接市場にも作用している恐れがあります。 (* 1 - 3 (4) についても同様の意見) 【 K D D I 株式会社 】	
29 頁	5 ③	【総務省案】 ③まとめ 以上にみたとおり、固定電話と移動体電話の間には、需要面において互いに一定の代替性や補完性が認められるが、需要の代替性が高いとはいえず、供給の代替性も低い。したがって、現時点では別市場とし、両市場間のレバレッジや F M C サービスの動向等を競争状況の分析において注視することとする。 【意見 1】 ・ 「両市場間のレバレッジや F M C サービスの動向等を競争状況の分析において注視する」ことに賛同いたします。 ・ さらに、両市場においてそれぞれ市場支配力を持つ企業のグループ企業が、グループ一体として市場支配力を行使する（いわゆるグループドミナンス）おそれがあるかどうかについても、分析を行うべきと考えます。 【ソフトバンク B B 株式会社】 【 B B テクノロジー株式会社】 【日本テレコム株式会社】 【意見 2】 ・ 日本の固定電話と移動体電話は、将来的に、固定と移動体ネットワークで提供される音声サービスにおいて単一市場へと推移していくものと考えます。 ・ 英国、オーストラリア、中国、香港など世界の多くの市場では、固定の音声サービスに対する移動体の音声サービスの代替という傾向が強く、日本での高いレベルの移動体の普及を考えると、この傾向は日本でも同様に、あるいはそれ以上に強まっているものと考えられます。 ・ また、F M C や F M S サービスの登場も単一市場の形成に拍車をかけるものと考えます。	

		・ 総務省殿は今回の市場画定及び競争評価において、今後の固定-移動体間に想定される代替レベルを考慮すべきであると考えます。 【ボーダフォン株式会社】	
--	--	--	--

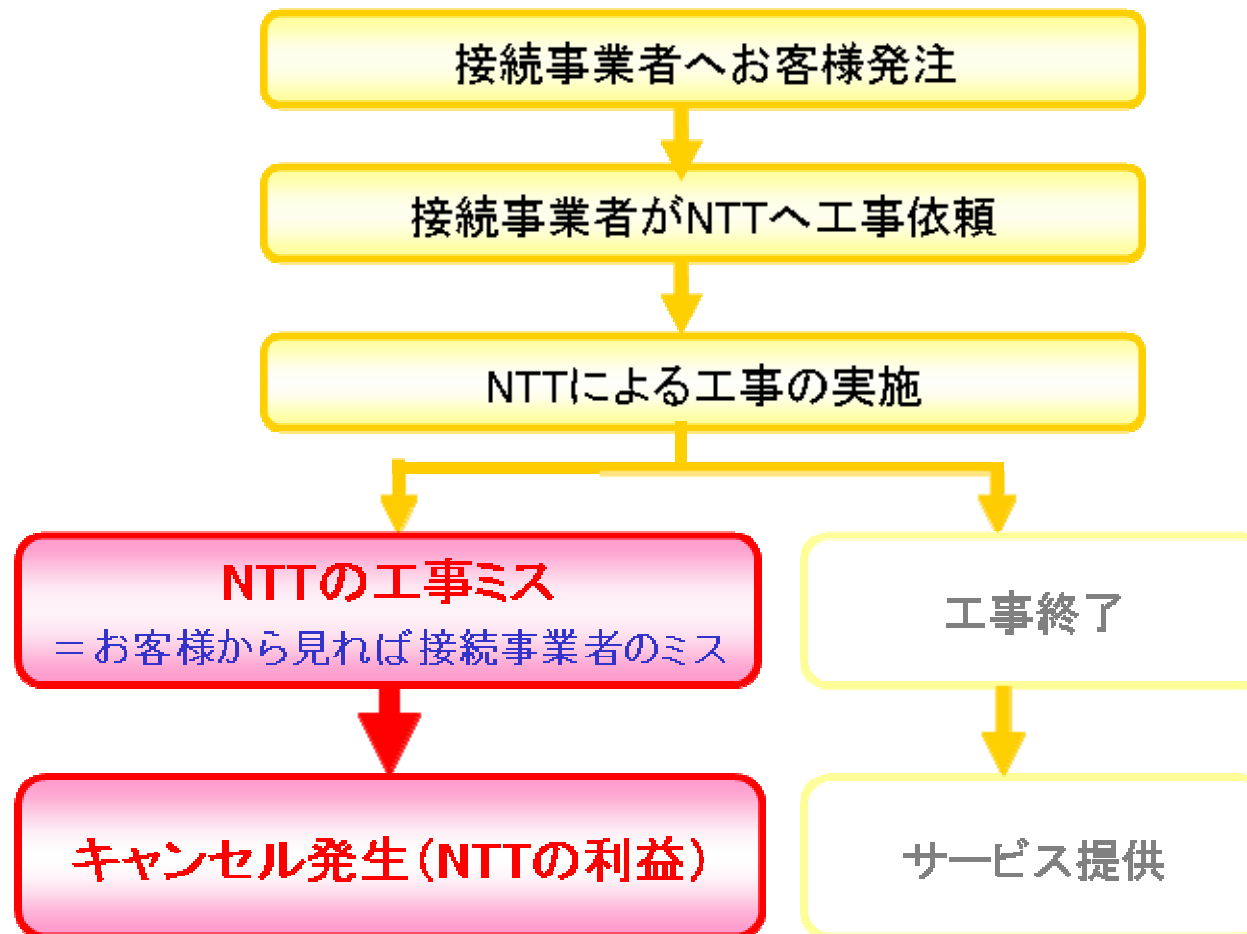
● その他

頁	段落	意見の概要	備考
その他		【意見】 ・ 今回の意見募集の期間は3週間と非常に短くなっています。関係者の意見を確実に吸い上げ、議論を充実したものとする為にも、意見募集に際しては、最低 20 営業日を確保頂きたいと考えます。 【ボーダフォン株式会社】	

1. 卸売市場の影響により、小売市場において競争事業者のサービスが解約になった事例

NTT東西がお客様サービスと卸サービスの両方を提供していることにより問題が発生

<接続事業者の直収電話サービスの発注フローのイメージ図>



2. NTT東西殿がスイッチングコストの高いとしてお客様に説明した事例（NTT東西殿がお客様に提示した資料）

ドライカッパー利用時の懸念事項

	社 内 作 業	懸 念 内 容
導入時	☆回線調査&利用サービス調査 ①回線の洗い出し(ダイヤルイン追加番号含む) ②回線種別の調査(アナログ・INS・着専) ③ダイヤル種別の調査(DP/PB) ④代表回線調査(順番も調査要) ⑤利用サービス調査(ダイヤルイン・転送電話…) ⑥利用端末の調査(電話・Fax・銀行端末)	本当に全ての回線調査 サービス調査ができるの？ 誰が知っているか？調査方法は？ 発信できない！着信されない！ 利用していたサービスが利用できない！ 代表番号が通知されない！
運用時	回線を新規に増設したい。	期日までにドライカッパーを開通できるの？  NTT回線で一時しのぎ？ 事務所からNTTに連絡がとれない！ ドライカッパーとNTT回線は代表が組めない！
	事務所が移転。 回線も移転手続きをしなくては…	ドライカッパーが準備できない！ NTTに連絡がとれない！
	得意先が新興のIP電話を導入した。	得意先との連絡がつかない！
	NTTと同様のサービスを利用したい。	操作方法も全く同じなの？
危機管理	災害が発生した！ 至急電話回線を早急に復旧しなくては！	公衆電話からJTの故障受付けにつながらない。 スムーズに修理されるの？

3. スイッチングコストの高さにより、解約となった事例（お客様を不安にするNTTからのレター）

重要

利用休止のお知らせ

平素は、弊社の各種サービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この度、お申し込みいただきました「利用休止」（電話のお取り外し又は利用休止期間の更新）につきまして、手続が完了いたしましたので、「お知らせ」を送付させていただきます。

内容を確認のうえ、ご不明な点がございましたら、表裏お問い合わせ先へお申し付けください。

休止番号	取扱所名	コード番号
ご契約者名		
ご住所		
旧電話番号	旧電話番号	
休止工事日	休止完了日	
旧設置場所		
ご連絡先		

この「利用休止のお知らせ」は、再度お取付けをされる際に必要となりますので＜ご案内＞を確認のうえ、大切に保管願います。 ※本票は、有価証券ではありません。

＜ご案内＞

【再取付時の電話番号】

再取付時には電話番号が変わります。

但し、今までお使いの電話番号のまま、NTT西日本から他の電話会社へ変更された場合で、再度NTT西日本へ変更しご利用される場合は、原則、電話番号は変わりません。

【利用休止後の基本料金】

電話のお取り外しご希望日から再取付の前日までの間の基本料金は無料となります。

【利用休止の期間】

利用休止のお取扱い期間は5年間です。

【利用休止期間が5年間を経過した場合の取扱い等】

5年単位で利用休止期間を更新できます。

なお、利用休止期間5年を経過しても利用休止の継続又は再取付のお申し出がない場合は、更に5年間を経過した時点でこの電話の契約は解除されたものとして取り扱わせていただきます。

【住所変更等の手続き】

利用休止期間中に住所、連絡先等を変更された場合は、表裏お問い合わせ先へご連絡いただきますようお願い申し上げます。

【再取付の手続き】

再取付の際は、表裏お問い合わせ先へお電話でお申し付けいただきますようお願い申し上げます。

【工事費】

取り外し又は再取付の工事を行う場合は、所定の工事費が必要です。

【その他】

利用休止後に、それまでご利用いただいていた料金を1～2回請求させていただく場合がありますので、ご了承願います。

なお、口座振替をご利用のお客さまが、最後の振替までに口座の解約をされた場合は、請求書によりお支払いいただくことになります。

■利用休止期間について

「お取扱い期間は5年間です。」

⇒ 5年間単位の休止手続が必要となるが、その手続方法が不明瞭。法人顧客にとっては、資産計上されている電話加入権が消滅するのではないかと不安が生じる。

■電話番号について

「再取付時には電話番号が変わります。」

⇒ 番号ポータビリティ有りの顧客が9割以上ある中で、このケースが例外的な表現となっているため誤解を生じる可能性がある。